

幸手市入学準備金貸付のお知らせ

(令和8年4月入学予定者用)



幸手市では、令和8年度に高等学校、大学、専修学校（高等課程、専門課程）等に入学を希望する方の保護者で、入学資金の調達が困難な方に、入学準備金を無利子で貸付けます。

1 貸付条件

【申請者】

- (1) 保護者および入学希望者の住民登録が市内で、現に市内に居住していること
- (2) 入学希望者が、高等学校、大学および専修学校等に入学することが確実であること
- (3) 入学準備金の調達が困難な保護者であること
- (4) 連帯保証人を立てられること

【連帯保証人】

- (1) 幸手市内に引き続き1年以上居住していること
※市内に保証人がいない場合には、ご相談ください。
- (2) 独立の生計を営み、満18歳以上であること ※同居親族は不可
- (3) 市税を完納していること
- (4) 貸付に係る債務を保証し得る能力があると認められること

2 貸付限度額

学校種別	貸付限度額
高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）	25万円
大学、大学院、短期大学、専修学校（専門課程）	50万円

※専修学校は、正規の修業年限が2年以上の高等課程、専門課程に限ります。

※希望者多数の場合は、予算の範囲内での貸付けとなります。

3 返還期限・返還方法

- (1) 返還期限は、入学した学校を卒業した年の10月から5年以内
- (2) 返還方法は、年1回払い（10月）または年2回払い（10月・3月）
※回ごとに送付する専用の用紙を用いて、金融機関窓口にてお支払いいただきます。

4 貸付金の全額一括返還

次の事項に該当したときは、貸付金の全額を繰上返還（一括返還）していただきます。

- (1) 上記「1 貸付条件」を欠いたとき（貸付後に市外へ転出した場合など）
- (2) 貸付金を入学準備金以外の費用に使用したとき
- (3) 貸付金の対象となった学生が中途退学したとき
- (4) 貸付金の返還を故意に怠ったとき

*** 裏面もご覧ください ***

5 申請手続き

(1) 申請に必要なもの

申請者	連帯保証人
① 入学準備金貸付申請書 ② 家庭調書 ③ 身分証明書 ※本籍地の市区町村役場で取得したもの 幸手市が本籍地の場合は市民課で取得可能 ④ 完納証明書 ※市役所税務課にて取得したもの ⑤ 賃貸借契約書・家賃通知書等のコピー ※賃貸住宅にお住まいの方のみ	① 身分証明書 ※本籍地の市区町村役場で取得したもの 幸手市が本籍地の場合は市民課で取得可能 【禁治産・準禁治産・成年後見の有無・破産の有を確認】 ② 完納証明書 ※市税の滞納がないことを証明する書類 幸手市民の場合は税務課で取得可能

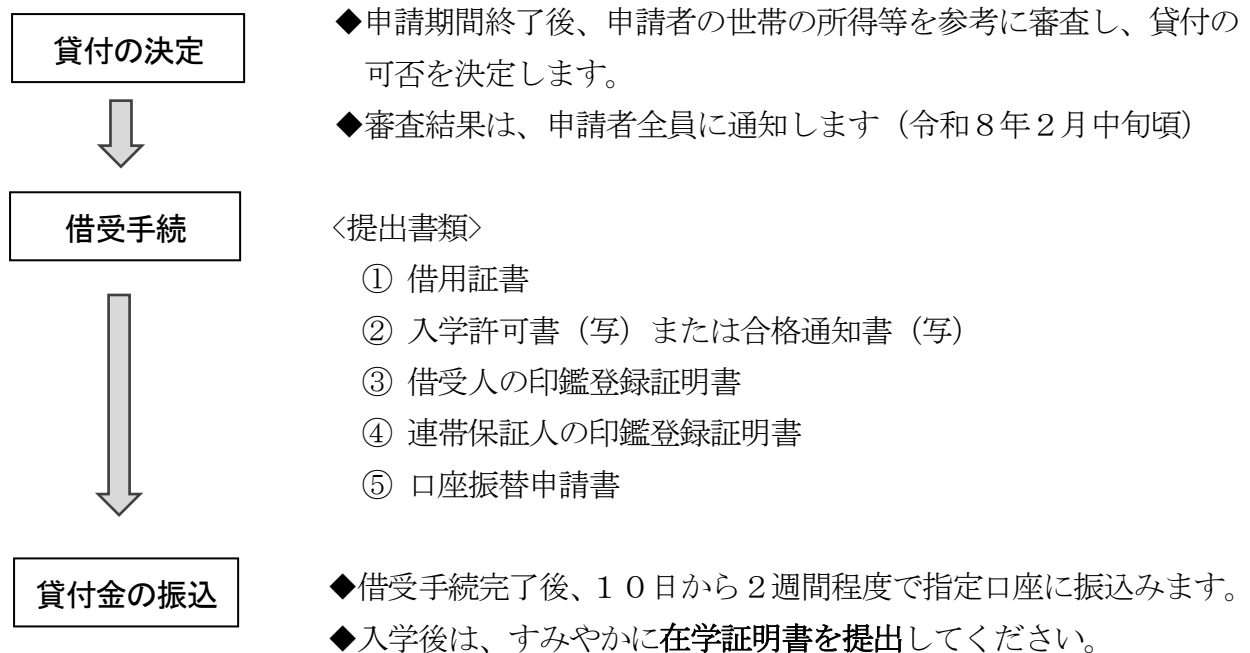
※合格発表前の申請は可能ですが、貸付は入学確定後となります。

※申請に必要な書類に不備がある場合は受付ができませんので、ご注意ください。

(2) 申請期間 **令和8年1月30日(金)まで** ※土・日・祝日は除く

(3) 申請場所 幸手市教育委員会 教育部 学校教育課 (幸手市役所第2庁舎2階)

6 貸付決定後の手続き



※卒業するまでの間は毎年在学証明書を、卒業したときは卒業証明書を提出いただきます。

※連帯保証人が市外在住の場合は、毎年連帯保証人の完納証明書を提出いただきます。

【お問い合わせ】

幸手市教育委員会 教育部 学校教育課

電話 0480-43-1111 内線633